

改正

令和7年3月31日要綱基準等第21号

令和8年3月●日要綱基準等第●号

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、2050年二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティまくべつ」宣言の達成に向けて町民に対しゼロカーボンの推進を総合的に支援する省エネ化補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ型電気冷蔵庫 統一省エネラベル（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第165条に基づき提供される情報をいう。）において、目標年度（省エネ基準を達成しなければならない年度をいう。）である2021年度における達成率が100%以上（省エネマークが緑色）の電気冷蔵庫をいう。
- (2) 遮熱塗装 日本産業規格で定める J I S K 5602塗膜の日射反射率の求め方に基づく日射反射率40%以上の塗料又は J I S K 5675屋根用高日射反射率塗料を使用し、暑さ対策として住宅の省エネ化に資する塗装工事をいう。
- (3) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の「住宅」をいう。
- (4) 行政ポイント 幕別町行政ポイント付与事業実施要綱（令和5年要綱基準等第47号）に規定する行政ポイントをいう。

（補助対象経費等）

第3条 補助の対象とする経費は、新品の省エネ型電気冷蔵庫（以下「新品冷蔵庫」という。）の購入に係る経費及び住宅の壁や屋根等への遮熱塗装に要する経費とする。ただし、新品冷蔵庫の購入においては、保証料、運搬・設置費用及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第11条に規定する料金を除いた額とする。

2 本補助事業の申請は、第5条の表に掲げる区分ごとに同一住宅において1回限りとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 本町が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含む。）
- (3) 幕別町暴力団排除条例（平成25年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (4) 補助金の申請を行おうとする年度において、既存の電気冷蔵庫（補助金を申請する年の10年より前に製造されたものに限る。）を買い替えるために、省エネ型電気冷蔵庫を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置する者又は自らが居住する町内の戸建住宅（賃貸住宅を除く。）に遮熱塗装を施す者

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる区分に応じた補助率等により算出するものとし、1円につき1ポイントに換算し、行政ポイントとして交付する。

区分	実施種別	補助率	補助金上限額
省エネ型電気冷蔵庫	町内販売店から購入	1 / 5	50,000円
	町外販売店から購入	1 / 10	25,000円
遮熱塗装	町内事業者で施工	1 / 2	250,000円
	町外事業者で施工	1 / 4	125,000円

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 申請者は、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)交付申請書(様式第1号)に別表第1に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 補助金交付の申請期限は、当該年度の2月10日(当該日が幕別町の休日を定める条例(平成2年条例第37号)第1条第1項に定める町の休日の場合は、翌開庁日)までとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当該年度の翌年度の2月10日までとすることができる。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、第1項の申請を受け付けることによって補助金の交付予定額が予算の範囲を超えることが見込まれる場合は、当該申請以降の申請書を受け付けないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定を受けた内容の変更)

第8条 交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた補助金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)変更等承認申請書(様式第3号。次条において「補助金変更等承認申請書」という。)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 交付決定額を変更するとき。

(2) 補助金の内容を変更するとき。

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定を受けた事業が第10条に規定する実績報告の期限までに完了の見込みが立たない場合は、あらかじめ、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)繰越承認申請書(様式第4号。次条において「繰越承認申請書」という。)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 町長は、前条の規定による補助金変更等承認申請書及び繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)変更等承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、交付対象事業完了から30日を経過する日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日(第6条第2項ただし書に該当する場合にあっては、補助金の交付を受けようとする年度の2月20日)までに、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)実績報告書(様式第6号)に別表第2に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を確定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)交付額確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知する。

(補助金の支払)

第12条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、補助金を行政ポイントとして交付するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 この要綱に基づく補助金の交付により取得した新品冷蔵庫及び遮熱塗装を施した住宅は、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間、新品冷蔵庫を町長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)をしてはならない。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助金の交付決定後に交付決定者が次の各号いずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。
 - (3) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 町長は、第1項及び前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて現金でその返還を命ずるものとする。

- 2 町長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（手続の代行）

第16条 第3条第1項に規定する補助対象機器を設置する事業者（以下「手続代行者」という。）は、申請者に代わって第6条、第8条及び第10条に規定する手続を行うことができる。

- 2 前条の手続を手続代行者に委任しようとする申請者は、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）申請等に関する委任状（様式第9号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、手続代行者が、偽りその他不正な手段により当該手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。
- 4 町長は、前項の調査の結果不正行為があったと判断した場合は、第1項の申請を取り消すことができるものとする。

（状況調査）

第17条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった対象設備等の設置状況等の調査を行うことができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年7月10日から施行する。
（幕別町行政ポイント付与事業実施要綱の一部改正）
- 2 幕別町行政ポイント付与事業実施要綱（令和5年要綱基準等第47号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

省エネ化推進事業	50,000ポイント
----------	------------

附 則（令和7年3月31日要綱基準等第21号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付要綱の規定は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）以降に交付申請したものについて適用し、施行日前に交付申請したものについては、なお従前の例による。
（幕別町行政ポイント付与事業実施要綱の一部改正）
- 3 幕別町行政ポイント付与事業実施要綱（令和5年要綱基準等第47号）の一部を次のように改正する。

別表省エネ化推進事業の項中「50,000ポイント」を「250,000ポイント」に改める。

附 則（令和8年3月●日要綱基準等第●号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）
（交付申請）

事業区分	提出書類
共通	(1) 住民基本台帳に関する調査及び町税等納入調査同意書（様式第10号） (2) 経費の内訳が明記されている見積書等の写し (3) 「まくP a yカード」を所有している場合は、カード番号が記載されている面の写し ※ セキュリティの観点から、QRコード及びP I N番号が見えないようにすること。 (4) その他町長が必要と認める書類
省エネ型電気冷蔵庫	(1) 仕様がわかるカタログ等 (2) 統一省エネラベルの情報がわかるカタログ等 (3) 既存電気冷蔵庫の写真並びに型番及び製造年がわかる写真等
遮熱塗装	(1) 塗装前の写真 (2) 当該遮熱塗装に該当することを証するカタログ等

別表第2（第10条関係）
（実績報告）

事業区分	提出書類
省エネ型電気冷蔵庫	(1) 設置後の状況及び型番がわかる写真 (2) 設置に係る領収書の写し（別表第1事業区分共通の提出書類(2)で定める見積書等の金額と異なる場合は明細がわかるもの） (3) 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物管理票の排出者控の写し
遮熱塗装	(1) 塗装を施したことがわかる写真（塗装前・塗装中・塗装後） (2) 使用した塗装資材の写真等 (3) 施工に係る領収書の写し（別表第1事業区分共通の提出書類(2)で定める見積書等の金額と異なる場合は明細がわかるもの）及び契約書がある場合はその写し (4) その他町長が必要と認める書類

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

住 所

氏 名

（申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。）

電話番号

次のとおり関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額 _____円

【省エネ型電気冷蔵庫】

・電気冷蔵庫の情報

	既存電気冷蔵庫	買替え後の電気冷蔵庫 (新品に限る。)
(1) メーカー		
(2) 型番		
(3) 全定格内容積 (L)		
(4) 製造年月日		

・購入情報

	内 容			
購入代金 (税込)	円			
購入販売店名	(販売店名) (住 所) (電話番号)			
設置予定年月日	年 月 日			
統一省エネラベル情報	目標年度	省エネ基準達成率	多段階評価点	省エネマークの色
	2021年度	%		緑
	年間消費電力			kWh/年

※購入代金は、保証料、運搬・設置費用及び家電リサイクル法におけるリサイクル費用を除いた金額を記載してください。

【遮熱塗装】

・塗装箇所及び塗料の情報

塗装箇所	塗 料		
	メーカー	塗料名	色
屋根			
壁			

・ 施工情報

	内 容
施工金額（税込）	円
施工金額のうち遮熱塗装に係る金額（税込）	円
施工事業者	(事業者名) (住 所) (電話番号)
施工完了予定年月日	年 月 日

2 「まくP a y」カードの有無（該当する方の□にチェックをつけてください。）

カードあり

行政ポイント付与対象「まくP a y」カード番号

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※カード番号は、カード表面（下段）に印字されている16桁の数字を記入してください。

※カード番号を確認できる書類として、カード番号が記載されている面の写し（QRコード及びP I N番号が見えないようにすること）を提出してください。

カードなし

新規の「まくP a y」カードを交付しますので、受領希望場所にチェックをつけてください。

- 幕別町役場防災環境課
- 忠類総合支所地域振興課
- 札内支所

3 確認事項（申請者が□にチェックをつけてください。）

私は、幕別町暴力団排除条例（平成25年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者ではありません。

私は、補助金の交付対象となった対象設備等について、町が必要に応じて設置状況等の調査を行うことに同意します。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

幕別町長 印

年 月 日付けで申請のあった幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付内容

補助金交付決定額	金	_____円
うち、省エネ型電気冷蔵庫	金	_____円
うち、遮熱塗装	金	_____円

なお、補助金は幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)交付要綱第5条第1項の規定に基づき、行政ポイントで交付します。

2 行政ポイント

付与ポイント _____ポイント

(留意事項)

- 1 行政ポイントは、幕別町商工会が定める「まくP a y」加盟店以外では使用できません。
- 2 使用に当たっては、上記のほか幕別町商工会が定めるまくP a y利用約款の定めがありますのでご注意ください。
- 3 この補助金は、当該交付要綱の目的以外には使用できません。
- 4 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、補助金変更等承認申請書により町長の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書を町長に提出してください。
- 6 町長は、補助対象事業者等が交付条件に違反したときは、補助金等の決定の取消し及び返還を命ずることができます。補助金の額の確定があった後においても同様とします。
- 7 この内容に対し不服のある補助事業者は、決定の通知を受けた日から10日以内に、書面をもって不服を申し出ることができます。
- 8 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)交付要綱を遵守してください。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）変更等承認申請書

年 月 日

幕別町長 様

住 所

氏 名

（申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。）

電話番号

年 月 日付け 第 号指令で補助金の交付決定を受けた幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）について、申請内容を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容（該当する方の□のいずれか一つにチェックをつけてください。）

- 交付決定額の変更
- 補助金の内容の変更
- 交付対象事業の中止・廃止

2 変更理由

--

3 補助金交付決定額

事業区分	補助金交付決定額
	金 円
合 計	金 円

※対象設備等を複数申請している場合は、事業区分ごとに補助金交付決定額を記入してください。

4 変更後の補助金申請額

事業区分	補助金申請額
	金 円
合 計	金 円

※対象設備等を複数申請している場合は、事業区分ごとに補助金申請額を記入してください。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)繰越承認申請書

年 月 日

幕別町長 様

住 所

氏 名

(申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。)

電話番号

年 月 日付け 第 号指令で補助金の交付決定を受けた幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)について、次のとおり次年度に繰越したいので申請します。

記

1 繰越理由

--

2 事業の完了(設置)予定日

変更前	変更後
年 月 日	年 月 日

3 補助金交付決定額

事業区分	補助金交付決定額
	金 円
合 計	金 円

※対象設備等を複数申請している場合は、事業区分ごとに補助金交付決定額を記入してください。

4 繰越額

事業区分	繰越額
	金 円
合 計	金 円

※繰越となる事業が複数ある場合は、事業区分ごとに繰越額を記入してください。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）変更等承認通知書

第 号
 年 月 日

様

幕別町長 印

年 月 日付けで申請のあった幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業) 交付要綱第8条に規定する変更等について、次のとおり承認したので通知します。

事業区分	<input type="checkbox"/> 省エネ型電気冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 遮熱塗装
変更承認内容	変更前補助金交付決定額 金 円 うち、省エネ型電気冷蔵庫 金 円 うち、遮熱塗装 金 円
	変更後補助金交付決定額 金 円 うち、省エネ型電気冷蔵庫 金 円 うち、遮熱塗装 金 円
	<input type="checkbox"/> 交付決定額の変更を承認する。 <input type="checkbox"/> 補助金の内容の変更を承認する。 <input type="checkbox"/> 交付対象事業の中止・廃止を承認する。 <input type="checkbox"/> 交付対象事業を翌年度に繰り越すことを承認する。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)実績報告書

年 月 日

幕別町長 様

住 所

氏 名

(申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。)

電話番号

年 月 日付け 第 号指令で交付決定を受けた対象事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

単位：円(税込)

事業区分	事業費	補助対象経費	補助金交付決定額	設置等完了年月日
省エネ型電気冷蔵庫				
遮熱塗装				
合 計				

※省エネ型電気冷蔵庫の事業費及び補助対象経費は購入代金(保証料、運搬・設置費用及び家電リサイクル法におけるリサイクル費用を除いた金額)を記載してください。

※遮熱塗装の事業費は施工金額を、補助対象経費は施工金額のうち遮熱塗装に係る金額を記載してください。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

幕別町長 印

年 月 日付けで提出のあった幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)実績報告書を審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額	金	円
うち、省エネ型電気冷蔵庫	金	円
うち、遮熱塗装	金	円

なお、補助金は幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)交付要綱第5条第1項の規定に基づき、行政ポイントで交付します。

- 2 行政ポイント
付与ポイント _____ポイント

行政ポイント付与期間

年 月 日から 年 月 日までの間に付与します。

※行政ポイントの有効期間は最終利用日(チャージ・使用)から2年間になります。

行政ポイントの有効期間中であっても、カードが失効(電子マネーの最終利用日(現金チャージ・使用)から2年間を経過)した場合は、行政ポイントも失効しますので、ご注意ください。

- カードあり

行政ポイント付与対象「まくP a y」カード番号

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- カードなし

「まくP a y」カード 受領日 年 月 日以降

- 「まくP a y」カード 受領場所 幕別町役場防災環境課
 忠類総合支所地域振興課
 札内支所

※カードの受領に当たっては、受領者本人の「運転免許証」、「マイナンバーカード」などの本人確認ができる書類を持参してください。(受領を委任される場合は委任状が必要になります。)

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)取消通知書

第 号
年 月 日

様

幕別町長 印

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)補助金交付要綱第14条の規定により、
年 月 日 第 号指令で決定した幕別町ゼロカーボン推進総合補助金(省エネ化推進事業)について、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 取消しした事業区分

2 取消しの理由

3 補助金交付決定額(確定額) 金 円

4 補助金取消額 金 円

この内容に対し不服のある場合は、決定の通知を受けた日から10日以内に、書面をもって不服を申し出ることができます。

様式第9号（第16条関係）
様式第9号（第18条関係）

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）申請等に関する委任状

年 月 日

幕別町長 様

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付要綱第18条の規定に基づき、次とおり申請者から委任を受けたので報告します。

【受任者】

住 所

事業者名

担 当 者

（受任者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。）

電話番号

私は、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付要綱第18条の規定を理解し、上記受任者に手続きを代行することを承諾します。

【委任者（申請者）】

住 所

氏 名

（申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。）

電話番号

住民基本台帳に関する調査及び町税等納入調査同意書

年 月 日

幕別町長 様

住 所

氏 名

（申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。）

電話番号

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）の交付申請に当たり、次の項目を調査することについて、同意します。

記

- 1 申請者及び同居世帯員の住民基本台帳に関する調査
- 2 申請者及び同居世帯員の町税（町が徴収する税、使用料）等の納入状況に関する調査

【町記入欄】

○住民基本台帳

居住する住所：

確認年月日： 年 月 日、確認者：

○町税等納入状況（該当する方の口にチェックをつけてください。）

申請日現在、申請者及び同居世帯員に

滞納なし

滞納あり（対象となる町税等： 、滞納額： 円）

確認年月日： 年 月 日、確認者：